

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

— 国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ —

### 保険税(保険料)の減免措置と傷病手当金の支給

市では、国民健康保険に加入している方で、新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いのため、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与などの収入が得られなくなった方や、感染症の影響で事業収入などが一定程度減少する方に、次のような特例措置を設けています。後期高齢者医療制度に加入している方についても、同様の特例が受けられます。

#### 保険税(保険料)の減免

- 対象者** **全額免除** 世帯主が新型コロナウイルス感染症にかかり、重篤な症状となった方  
**一部減額** 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少された方で、次のすべての要件を満たす方
- ①世帯主の令和4年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
  - ②世帯主の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
  - ③「世帯主の収入減少が見込まれる種類の所得」以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- ※世帯主以外の方が世帯の生計維持者である場合は、その旨を申し立ててください。

- 申請方法** 収入を証明する書類などを添えて、申請書をご提出ください。「減免の対象となるか」等についてご案内しますので、まずは保険年金課までご連絡ください。

#### 仕事を休んだ場合 傷病手当金が支給されます

- 対象者** 新型コロナウイルス感染症にかかった、またはその疑いがある、4日以上仕事を休んだ被用者(会社員、パート、アルバイトなどをして給与を受けている方)  
※自営業や個人事業主の方は対象となりません。

- 対象となる日数** 令和4年9月30日(金)までで、勤務予定であった日  
※給与が出ている期間は除きます。  
※今後、期間が延長される場合があります。

- 支給金額** 1日の平均給与額(直近3か月で計算) × 3分の2 × 休んだ日数

- 申請方法** ご本人、事業所、医療機関に記入していただく申請書をお渡ししますので、保険年金課窓口までお越しください。  
※市ホームページからもダウンロードできます。

問 保険年金課 ☎ 0297(21)2187

## 『広告募集中』

広報ばんどうに有料広告を掲載しませんか？

◎ 掲載料

1段全枠 1回20,000円(縦4.8cm×横17.7cm)

1段半枠 1回10,000円(縦4.8cm×横8.6cm)

※申込方法など、詳しくは下記までお問い合わせください

■ 問合せ 秘書広報課 ☎ 0297(20)8265